

2025年に向けた 医療機関毎の具体的対応方針について

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号 : 043-223-2457 メール : chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp



各医療機関の具体的対応方針の変更内容について、

① 2025年以降において担う役割や病床機能は、地域医療構想と整合的であるかどうか。

②その他、説明のあった変更の理由等については、地域医療構想に沿ったものであるか。

以上の点について御協議をいただきたい。



「地域医療構想の進め方について【国通知】（H30.2.7）」

調整会議における具体的議論を促進するため、病院及び有床診療所に対して「具体的対応針」の策定を、都道府県に対しては、毎年度、具体的対応方針を取りまとめ、地域医療構想調整会議で協議することが求められた。

【※具体的対応方針とは】

各医療機関が定める2025年を見据えた「構想区域において担うべき医療機関としての役割」や2025年に持つべき「医療機能ごとの病床数」等についての方針

調整会議における協議（H31.3）

● H31.3 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議開催

各病院等から報告のあった具体的対応方針について協議し、合意が得られた。

⇒その後、変更があった場合は、その都度協議を実施。



具体的対応方針に係るこれまでの依頼内容 【令和元年8月20日付け健福第758号による依頼】

2025年における具体的対応方針について、変更等が生じた場合は、変更した具体的対応方針の内容について、報告・協議いただくよう依頼。

⇒しかし、2025年まで残り2年となる中で、**令和4年度に病床配分が実施された医療機関などでは、医療機能ごとの病床数の変更について2025年以降であることも生じる。**

「2025年における医療機関ごとの具体的対応方針の今後の協議の進め方及び手続き等について（通知）」 【令和5年4月19日付け医第155号】

- 基本的な内容については、令和元年の通知を踏襲。
- 変更点については以下のとおり。

【主な変更点】

- ①2025年以降の医療機能ごとの病床数等について変更等が生じる場合についても、調整会議で協議を行うものとして整理。
- ②2025年以降の機能変更等についても記載できるよう、様式を改正。

※千葉県ホームページから報告様式がダウンロードできます。今後の報告に当たっては新様式を御使用ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/chiikiiryokousou.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 保健医療政策 > 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

具体的対応方針の変更について（山武長生夷隅地域）



- 前回開催した山武長生夷隅地域医療構想調整会議以降、1 医療機関が内容変更報告。
※作成済の具体的対応方針の一覧表を更新
- あくまで現時点で考えられる役割・機能であり、他の医療機関の方針も含めた地域の状況を確認しつつ、具体的対応方針に変更があった場合には、引き続き報告をお願いしたい。

○変更の報告のあった医療機関

医療機関名（1 機関）	
診療所	①永吉の眼科

※ その他、公立病院については「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として、年度内に協議を実施。

○当該圏域の病床機能の状況

【R3病床機能報告(R3.7.1)】

(単位：床)

		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
必要病床数 (R7年)	A	104	887	946	994	-	2,931
病床機能報告 (R3.7.1)	B	32	1,559	361	1,262	171	3,385
差し引き	B-A	▲72	672	▲585	268		454
		不足	過剰	不足	過剰		過剰

【定量的基準に基づく推計値(R3.7.1)】

(単位：床)

		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計
必要病床数 (R7年)	A	104	887	946	994	-	2,931
R3推計値	B	74	689	797	1,121	704	3,385
差し引き	B-A	▲30	▲198	▲149	127		454
		不足	不足	不足	過剰		過剰

※ 「休棟等」には非稼働や健診のための病棟等のほか、報告対象医療機関のうち未報告の病床等を含む。また、推計値の「休棟等」には、診療実績等のデータの欠損により分類不能となった病棟も含む。

※令和4年度分については、国のデータ提供が遅れたため、現在集計中。